

平成27年10月2日(金) 裁決の概要

(別紙)

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	①原処分年月日 ②異議申立年月日 ③異議申立に対する処分年月日
1	新宿区	港区の女性	平23.4.27	慢性気管支炎 気管支ぜん息 肺気腫 遺族補償費	<p>取消し</p> <p>処分庁は、請求人が当初行った遺族補償費請求はその後に行われた遺族補償一時金請求により取り消された、また、請求人について、遺族補償費支給の要件である公害健康被害の補償等に関する法律（以下「公健法」という。）第30条第1項の「被認定者の死亡の当時その者によって生計を維持していたもの」（以下「生計維持関係」という。）には当たらないと主張する。</p> <p>しかし、遺族補償一時金請求は代理権のない者が行ったもので無効であり、当初の遺族補償費請求は維持されている。次に、生計維持関係とは、被認定者の収入によって日常の消費生活の全部又は一部を営んでおり、被認定者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係をいうものと解され、請求人が被認定者と別居している場合でも、被認定者から日常的に生活費等の支給を受けていれば生計維持関係があると認められる。したがって、請求人には被認定者との生計維持関係が認められる。なお、処分庁の本件遺族補償費請求に対する一連の対応は、公健法の被害者救済の趣旨に著しく反しており、その速やかな是正が強く求められる。</p> <p>以上のとおり、原処分は違法であるから取り消す。</p>	審査請求人は、被認定死亡者の妻。審査請求人は、被認定死亡者の遺族補償費の支給を求めて申請。	平16.12.24	①平22.12.24 ②平23.2.7 ③平23.3.16

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	宮崎県日向市の男性	平25.5.18	肺がん 認定	<p>棄却</p> <p>放射線画像上、左下葉原発の肺がんを診断するが、胸膜プラーク及び肺の線維化所見はいずれも認められない。また、提出された資料によると、石綿小体の計測結果は315本/gであり、留意事項における石綿起因性の認定要件である5,000本/gに達していない。なお、提出された病理組織診断報告書2通は、肺がんの石綿起因性に関して全く触れていない。以上から、原発性肺がんであるが、石綿起因性は認められないと判定する。よって、原処分を相当とする。</p>	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより肺がん罹患したとして申請。	平24.11.2	平25.3.26
2	独立行政法人環境再生保全機構	名古屋市の男性	平25.10.18	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>申請中死亡者については、放射線画像所見では、中皮腫を否定できないが、左下葉原発性肺がんとその播種が疑われる。病理組織学的所見では、HE染色では未分化な悪性腫瘍細胞であり、免疫染色では、中皮腫であることを支持する所見は認められなかった。以上より、中皮腫であると認めることはできない。よって、原処分は相当である。</p>	審査請求人は申請中死亡者の息子。審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平25.2.22	平25.9.3
3	独立行政法人環境再生保全機構	仙台市の男性	平26.2.17	中皮腫 認定	<p>棄却</p> <p>請求人については、病理組織学的所見では、明らかな腫瘍細胞は認められず、悪性所見はなく中皮腫であることを支持する所見は認められなかった。放射線画像においても、中皮腫を疑わせる所見はなかった。以上より、中皮腫であると認めることはできない。よって、原処分は相当である。</p>	審査請求人は本人。審査請求人は、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平25.8.29	平26.1.7